

引外し形高圧交流負荷開閉器

JIS C 4607 : 2023

(JEMA/JSA)

令和5年3月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

		氏	名		所属
(委員会長)	熊	田	亜約	已子	東京大学
(委員)	青	木	真	理	川崎市地域女性連絡協議会
	畄	Π	香	織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷		龍	哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅	菅		 	電気事業連合会
	高	尾		登	IEC/ACTAD 国内委員(東京電力ホールディングス株式会社)
	Π	原	房	枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
					相談員協会
	藤	原		昇	一般社団法人電気学会
	松	岡	雅	子	株式会社 UL Japan
	渡	邉	信	公	一般社団法人電気設備学会

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

官報掲載日:令和5.3.20 原案作成者:一般社団法人日本電機工業会 (〒102-0082 東京都千代田区一番町17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881) 一般財団法人日本規格協会 (〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017) 審議部会:日本産業標準調査会標準第二部会(部会長 古関 隆章) 審議専門委員会:電気技術専門委員会(委員会長 熊田 亜紀子) この規格についての意見又は質問は,上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1)にご連絡ください。

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:昭和48.3.1 改正:令和5.3.20

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審 議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。 目 次

	ページ
1	適用範囲及び引用規格
1.1	適用範囲
1.2	引用規格
2	標準使用状態及び特殊使用状態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	用語及び定義並びに負荷開閉器の種類
3.1	用語及び定義
3.2	負荷開閉器の種類
4	定格
4.1	定格電圧
4.2	定格耐電圧
4.3	定格周波数
4.4	定格電流及び温度上昇4
4.5	定格短時間耐電流 ····································
4.6	定格短絡投入電流
4.7	定格短絡時間
4.8	定格制御電圧
4.9	制御回路の定格周波数
4.10) 定格開閉容量
4.11	定格過負荷遮断電流
4.12	2 定格地絡遮断電流
4.13	5 絶縁用定格充填圧力····································
5	設計及び構造
5.1	負荷開閉器の接地
5.2	制御回路
5.3	手動操作開閉
5.4	電磁操作(ソレノイド操作)
5.5	蓄勢エネルギー投入
5.6	引外し
5.7	トリップ動作
5.8	銘板
5.9	開閉操作
5.1() 断路機能付負荷開閉器の要求事項
5.11	機械的強度
5.12	2 可動接触子の位置及び位置表示装置
5.13	。構造一般

	ページ
5.14	塗装及びめっき
5.15	塗装色
5.16	外箱
5.17	開閉機構
5.18	取付機構 (ハンガ及びつり金具)
5.19	ブッシング及び支持絶縁物
5.20	外部接続端子
5.21	真空負荷開閉器
5.22	ガス負荷開閉器
5.23	屋外用負荷開閉器の外面表示
5.24	負荷開閉器の電源側及び負荷側表示
5.25	零相変流器
5.26	過電流ロック装置又は過電流検出装置
5.27	零相電圧検出装置
5.28	インタロック装置
5.29	ガス及び真空気密度
5.30	火災の危険(可燃性)
5.31	電磁両立性 (EMC)
5.32	腐食
5.33	励磁電流開閉容量
67	≶式試験⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 9
6.1	概要
6.2	外観及び構造試験 ····································
6.3	基準無負荷試験
6.4	耐電圧試験
6.5	温度上昇試験
6.6	回路抵抗の測定
6.7	短時間耐電流試験
6.8	電流開閉試験及び短絡投入試験
6.9	無電圧開閉試験
6.10	耐振動性及び耐衝撃性試験
6.11	防水性試験
6.12	気密性試験
6.13	ブッシング及び支持がいし特性試験
6.14	電磁両立性試験
6.15	制御回路に対する追加試験
6.16	低温試験及び高温試験
7 5	受渡試験
8 措	設品の呼称

C 4607:2023 目次

	ページ
9	負荷開閉器の選定及び施設時の注意
9.1	負荷開閉器の用途及び選定
9.2	引外し装置付負荷開閉器
9.3	負荷側遮断装置(主遮断装置又はバックアップ装置)との協調
9.4	施設上の注意
解	説

まえがき

この規格は,産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき,一般社団法人 日本電機工業会(JEMA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から,産業標準原案を添えて日本産業規 格を改正すべきとの申出があり,日本産業標準調査会の審議を経て,経済産業大臣が改正した日本産業規 格である。これによって,JISC 4607:1999 は改正され,この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が,特許権,出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意 を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は,このような特許権,出願公開後の特許出願及び実 用新案権に関わる確認について,責任はもたない。 日本産業規格

JIS C 4607 : 2023

引外し形高圧交流負荷開閉器

AC load break switches with tripping device for high voltage

1 適用範囲及び引用規格

1.1 適用範囲

この規格は、公称電圧 3.3 kV 又は 6.6 kV,周波数 50 Hz 又は 60 Hz で短絡電流 12.5 kA 以下、定格電流 600 A 以下の手動操作式又は電気動力操作式の三相引外し形高圧交流負荷開閉器(以下、負荷開閉器という。)について規定する。

なお、この規格の規定は、JISC 4605:2020に対応する引外し形高圧交流負荷開閉器に適用する。

開閉頻度の高いコンデンサ用,電気炉用,モータ用などの負荷開閉器には適用しない。ただし,開閉回 数がこの規格の範囲内である場合,受渡当事者間の協定によって適用可能である。

1.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む。)は適用しない。

- JIS C 4601:1993 高圧受電用地絡継電装置
- JIS C 4605:2020 1 kV を超え 52 kV 以下用交流負荷開閉器
- JIS C 4609:1990 高圧受電用地絡方向継電装置

JIS C 4612:2020 高圧受電用ディジタル形地絡継電装置

2 標準使用状態及び特殊使用状態

JISC 4605:2020 の箇条2(標準使用状態及び特殊使用状態)による。

3 用語及び定義並びに負荷開閉器の種類

3.1 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS C 4605:2020 によるほか、次による。

3.1.1

引外し形高圧交流負荷開閉器

引外し装置又は(過電流ロック形)トリップ装置をもつ高圧交流負荷開閉器。

注記 3.1.2 で定義する引外し装置付高圧交流負荷開閉器と, 3.1.3 で定義する過電流ロック形 (トリップ装置付) 高圧交流負荷開閉器との総称である。

3.1.2

引外し装置付高圧交流負荷開閉器

引外し装置をもつ高圧交流負荷開閉器。